



山形県公報

平成22年5月18日(火)
第2143号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

○山形県災害救助法施行細則の一部を改正する規則……………(危機管理課) ……609

### 告 示

○歳入の収納の事務の委託……………(子ども家庭課) ……610

○障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定……………(庄内総合支庁地域保健福祉課) ……同

○障害者自立支援法による指定相談支援事業者の指定に係る事業所の名称及び所在地の  
変更……………(同) ……同

○土地改良区連合の定款変更の認可……………(庄内総合支庁農村計画課) ……611

○公共測量の実施の通知……………(用地課) ……同

### 公 告

○特定非営利活動法人の設立の認証の申請……………(村山総合支庁地域振興課) ……同

○大規模小売店舗の変更の届出……………(商業・まちづくり振興課) ……612

### 正 誤

## 規 則

山形県災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年5月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県規則第40号

#### 山形県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

山形県災害救助法施行細則(昭和35年1月県規則第4号)の一部を次のように改正する。

別表第1第1項第2号ロ中「2,404,000円」を「2,387,000円」に改め、同表第3項第3号イの表中

|        |        |        |        |        |        |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 円      | 円      | 円      | 円      | 円      | 円      |
| 17,500 | 22,600 | 33,300 | 39,900 | 50,500 | 7,400  |
| 29,000 | 37,500 | 52,300 | 61,300 | 77,000 | 10,500 |

を

|        |        |        |        |        |        |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 円      | 円      | 円      | 円      | 円      | 円      |
| 17,300 | 22,300 | 32,800 | 39,300 | 49,800 | 7,300  |
| 28,600 | 37,000 | 51,600 | 60,400 | 75,900 | 10,400 |

に改め、同号ロ

の表中

|       |        |        |        |        |
|-------|--------|--------|--------|--------|
| 円     | 円      | 円      | 円      | 円      |
| 5,700 | 7,700  | 11,600 | 14,000 | 17,700 |
| 9,200 | 12,200 | 17,100 | 20,300 | 25,800 |

を

|       |        |        |        |        |
|-------|--------|--------|--------|--------|
| 円     | 円      | 円      | 円      | 円      |
| 5,600 | 7,600  | 11,400 | 13,800 | 17,500 |
| 9,100 | 12,000 | 16,900 | 20,000 | 25,400 |

に改め、同別表第9項第3号中

「199,000円、小人159,200円」を「201,000円、小人160,800円」に改め、同表第12項第2号中「137,500円」を「134,200円」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 山形県告示第483号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の収納の事務を委託した。

平成22年5月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 委託した収納事務  
母子福祉資金及び寡婦福祉資金の償還金の収納事務
- 受託者の名称及び所在地  
(1) 名 称 株式会社ゆうちょ銀行仙台支店  
(2) 所在地 宮城県仙台市青葉区一番町一丁目3番3号
- 委託期間 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

### 山形県告示第484号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成22年5月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地    | 事業所の名称及び所在地                        | 障害福祉サービスの種類 | 指定年月日       |
|---------------------------------|------------------------------------|-------------|-------------|
| 社会福祉法人恵泉会<br>鶴岡市茅原町28番10号       | 愛光園ショートステイセンター<br>鶴岡市藤沢字軽井沢68      | 短期入所        | 平成22. 4. 23 |
| 特定非営利活動法人やすらぎの会<br>鶴岡市西新斎町21番8号 | 訪問型生活訓練事業所「つばさクラブ」<br>鶴岡市大宝寺町3番35号 | 自立訓練（生活訓練）  | 同 4. 28     |

### 山形県告示第485号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定相談支援事業者から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成22年5月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定相談支援事業者の名称<br>及び主たる事務所の所在地        | 事業所の名称及び所在地                                       |                                  | 変更年月日      |
|-------------------------------------|---------------------------------------------------|----------------------------------|------------|
|                                     | 変更前                                               | 変更後                              |            |
| 社会福祉法人 鶴岡市社会福祉協<br>議会<br>鶴岡市泉町5番30号 | 鶴岡市ゆうあいプラザかた<br>ぐるま障害者生活支援セン<br>ター<br>鶴岡市ほなみ町3番2号 | 鶴岡市障害者相談支援セン<br>ター<br>鶴岡市泉町5番30号 | 平成22. 4. 1 |

**山形県告示第486号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第30条第2項の規定により、土地改良区連合の定款の変更を次のとおり認可した。

平成22年5月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区連合の名称  
最上川下流右岸土地改良区連合
- 2 事務所の所在地  
酒田市砂越字小形111番地
- 3 認可年月日  
平成22年4月30日
- 4 その他

この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

**山形県告示第487号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、河川管理者山形県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成22年5月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
飽海郡遊佐町大字直世字落伏
- 2 公共測量を実施する期間  
平成22年5月17日から平成22年5月28日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（滝沢川計画平面図作成）

## 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成22年5月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日  
平成22年5月6日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的  
(1) 名 称  
特定非営利活動法人手をつなぐメキシコと日本

## (2) 代表者の氏名

横尾咲子

## (3) 主たる事務所の所在地

東根市本丸南一丁目6番地11号

## (4) 定款に記載された目的

この法人は、日本とメキシコ、両国の広く一般市民を対象に、二国間における芸術・文化・学術交流事業を行い、健全で豊かな人材の育成と、両国の友好に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工観光部商業・まちづくり振興課及び村山総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに尾花沢市役所において平成22年9月18日まで縦覧に供する。

平成22年5月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

尾花沢ショッピングビル

尾花沢市上町六丁目1番16号

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

幸栄建設株式会社 東根市中央三丁目1番27号

代表取締役 佐藤信勝

## 3 変更する事項

## (1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 4,073平方メートル

(変更後) 3,431平方メートル

## (2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
(変更前)

| 小 売 業 を 行 う 者   | 開 店 時 刻 | 閉 店 時 刻 |
|-----------------|---------|---------|
| す べ て の 小 売 業 者 | 午前9時    | 午後9時    |

(変更後)

| 小 売 業 を 行 う 者   | 開 店 時 刻 | 閉 店 時 刻 |
|-----------------|---------|---------|
| す べ て の 小 売 業 者 | 午前9時    | 午後8時    |

ロ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前8時30分から午後9時30分まで

(変更後) 午前8時30分から午後8時30分まで

## 4 変更年月日

平成22年6月2日

## 5 届出年月日

平成22年4月14日

## 6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成22年9月18日までに知事に提出することができる。

(1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並

- びに主たる事務所の所在地)  
 (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称  
 (3) 意見

正 誤

| 発行年月日      | 県公報<br>番 号 | ページ | 行  | 誤                                           | 正                                                  |
|------------|------------|-----|----|---------------------------------------------|----------------------------------------------------|
| 平成22. 4. 1 | 号外(10)     | 7   | 7  | 警察本部警務部会計課にあつては次席の課長補佐                      | 警察本部警務部会計課にあつては課長補佐                                |
| 同          | 同          | 14  | 16 | 左記に掲げる課長を補佐する課長補佐（西村山総務課及び北村山総務課にあつては総務専門員、 | 左記に掲げる課長を補佐する課長補佐（西村山総務課、北村山総務課及び西置賜総務課にあつては総務専門員、 |
| 同          | 同          | 18  | 23 | 総務主査                                        | 庶務係長                                               |

平成22年 5月18日印刷  
平成22年 5月18日発行

発行所 山 形 県 庁  
発行人 山 形 県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形(631)2057 (631)2056